

新潟県立病院臨床検査機器等の共同提案に係る公募型プロポーザルの実施について（公告）

新潟県立がんセンター新潟病院グループ臨床検査機器等について、次のとおり提案書の提出を招請する。

令和3年3月16日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県立病院臨床検査機器等の構築業務

(2) 実施予定病院

ア 新潟県村上市下鍛冶屋589

新潟県立坂町病院

イ 新潟県新潟市中央区川岸町2-15-3

新潟県立がんセンター新潟病院

ウ 新潟県加茂市青海町1-9-1

新潟県立加茂病院

(3) 提案に求める業務内容

新潟県立病院の検査機器等について、検査システムと検査機器リース、試薬納入の各々を担当する業者が共同で提案を行い、以下のとおり病院への提供等を行うこと。

ア 検査システム及び機器リース

令和3年度以降、各病院と6年間の継続リース契約を締結し、別添仕様書に基づく検査システム及び機器を調達のうえ病院へ提供する。また、提供する機器にて使用する器材も含めて調達し、病院に納入する。

イ 試薬納入

令和3年度以降の6年間、各病院と年度ごとに単価契約を締結し、別添仕様書に基づく試薬を調達のうえ病院へ納入する。

(4) その他

詳細は実施要項及び仕様書のとおりとする。

2 提案書の提出者に求められる資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 新潟県物品入札参加資格審査規程（昭和56年県告示第165号）に定める入札参加資格を有するものであること。

(3) 本プロポーザルに係る参加表明書を提出した日から提案書提出までの間において、新潟県知事から指名停止を受けた者（指名停止の期間の一部が属するものを含む。）でないこと。

(4) 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 提案者を特定するための基準

上記1(3)の業務ごとに機能、体制、費用見積、その他効率化・省力化に係る取組等を評価する。

なお、詳細は実施要項に定めるとおりとする。

4 手続等

(1) 担当部局

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課業務管理係

電話：025-280-5557

FAX：025-285-3843

(2) 参加表明書の様式及び実施要項等の交付期間、交付場所及び交付方法

ア 交付期間

令和3年3月16日(火)から令和3年3月23日(火)まで

ただし、新潟県の休日の定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条1項各号に掲げる日を除く各日の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

上記4(1)に同じ

ウ 交付方法

交付場所において直接交付する。(郵送による交付は行わない。)

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

本プロポーザルに参加し、提案書を提出しようとする者は、実施要項に定めるところにより、必要資料を添付した参加表明書を提出して、参加を表明すること。

ア 提出期限

令和3年3月30日(火)午後5時まで

イ 提出場所

上記4(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和3年4月28日(水)午後5時まで

イ 提出場所

上記4(1)に同じ

ウ 提出方法

持参すること。

5 審査及び結果の通知

(1) 審査

新潟県立病院臨床検査機器等に係る共同提案者選定プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が、提出された書類及びヒアリング結果に基づき審査を行い、優れた提案を行った者を特定する。

(2) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本公告及び実施要項に適合しない書類を作成し、提出了した者

イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、また書類に虚偽の記載をして提出了した者

(3) 結果の通知

審査結果は、参加表明を行ったすべての者に書面で通知する。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 新潟県病院局長及び病院長は、最も優れた提案者と上記1(3)に定める各契約の締結交渉を行い、病院長が契約を締結する。

この際、契約交渉は当プロポーザルにおける見積額を上限に共同提案者と個々に行うこととする。

なお、該当共同提案者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされた場合及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされた場合には、契約の締結を行わない場合がある。

この場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第186条第3項のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県病院局業務課業務管理係へ通報報告を行うこと。

(6) 提案書に関するヒアリングを行う。

(7) 詳細は実施要項のとおりとする。

7 Summary

(1) Subject matter of Proposal:

System and Device for Clinical Examination for Niigata Prefectural Hospital

(2) Deadline for Application:

March 30, 2021 5:00PM

(3) Deadline for Proposal Submission

April 28, 2021 5:00PM

(4) For further information contact:

Facility Operations Division, Bureau of Hospital Administration,
Niigata Prefectural Government

* address: 4-1 Shinko-cho, chouou-ku, Niigata City, Niigata

〒950-8570 Japan

TEL 025-280-5557

FAX 025-285-3843